

ヘルパーステーション阿波っ子 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社たまきメディカルサポートが開設するがヘルパーステーション阿波っ子（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護及び総合事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定訪問介護又は総合事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

総合事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

総合事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定訪問介護及び総合事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対しては、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定訪問介護及び総合事業の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション阿波っ子
- (2) 所在地 徳島市国府町和田字居内107番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤)

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護及び総合事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 5名以上

- ・訪問介護計画(総合事業計画)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅支援事業者等との連携にすること。
- ・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び及び生活に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

- (3) 訪問介護員 6名以上

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たり、事業所へ利用者の報告、連絡を行わなければならない。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分(時間外は要相談)
- (3) 上記以外は、電話などにより24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料など)

第7条 事業所で行う指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは

、負担割合証に記載された割合に準ずるものとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ・排泄、食事介助
 - ・清拭、入浴、身体整容
 - ・体位変換
 - ・移動、移乗介助、外出介助
 - ・その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ・調理
 - ・衣類の洗濯、補修
 - ・住居の掃除、整理整頓
 - ・その他必要な家事

2 事業所で行う総合事業の内容は、次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合に準ずるものとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 事業内容
 - ・身体介護
 - ・生活援助
 - ・訪問型独自サービス

3 第8条の通常の実施区域をこえて行う事業に要した交通費は、事業所実施地域を超える地点から自宅までの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5 km未満 300円
- (2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5 km以上 500円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族などに対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は徳島市、石井町の地域とする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲

掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染予防及びまん延の防止のための指針を準備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問介護および総合事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をすものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定訪問介護及び総合事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護及び総合事業に関し介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者

又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をお定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護及び総合事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外に対しても指定訪問介護及び総合事業の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 月1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため

、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密の保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、従業者にその同居の家族である利用者に対する指定訪問介護及び総合事業の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、居宅サービス計画等の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護及び総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業所は指定訪問介護及び総合事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年は保存するものとする。
- 8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社たまきメディカルサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、	平成	25年	8月	1日	から施行する。
この規定は、	平成	27年	8月	1日	から施行する。
この規定は、	平成	29年	4月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	4年	1月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	4年	10月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	5年	1月	16日	から施行する。
この規定は、	令和	6年	4月	1日	から施行する。

